

平成 2 8 年度

第 8 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年11月29日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第8回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	7件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第8号	耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件

報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	16件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	34件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	25件
報告第4号	地目変更について	10件

<出席委員>（16名）

1 番	橋 本 泉	2 番	長谷部 衡 平
3 番	小 林 正 明	4 番	笠 川 泰 雄
6 番	鈴 木 武 夫（農地部会長）	7 番	中 島 賢 治
8 番	猪 野 幹 夫	9 番	宮 崎 一 雄
10 番	蛭 田 浩 文	11 番	浅 尾 孝
12 番	大 塚 久（職務代理者）	13 番	竹 下 洋 一
14 番	長谷川 功	15 番	石 橋 幹 男
16 番	高 澤 義 信	17 番	小 川 隆 良

<欠席委員>（1名）

5 番 武津岡 広 治

<事務局説明員>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班長	小 川 剛
農地審査班長	福 島 悟	農地指導班	金 親 一 史

開 会 （午後 1 時 3 0 分）

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成 2 8 年度第 8 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 6 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。9 番・「宮崎 一雄」委員、1 0 番・「蛭田 浩文」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会副委員長、ご説明願います。

第 2 分科会副委員長
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。はじめに第 1 項です。

お手元の資料の 1－1 をご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区古市場町に在住の方が、同区大金沢町に在住の方が所有する同区大金沢町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第 2 項です。

お手元の資料の 1－2 をご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町 1 丁目に在住の方が、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、農業経営を引き継ぐため、父親から贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

第 2 分科会としましては、農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許

	可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
小林正明委員	第1項は売買価格が安い、権利者との関係は。
事務局	義務者の姉になります。
議 長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会副委員長、ご説明願います。
第2分科会副委員長 (石橋幹男副委員長)	ご説明いたします。 なお、第1項から第3項及び第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに第1項です。お手元の資料の2-1を併せてご参照ください。 本案件は、駐車場用地とするものです。 申請地は、県立桜が丘特別支援学校から北へ 約250mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。 申請地の現況は休耕で、周辺は住宅や事業所のほか、農

地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲はブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。お手元の資料の2-2を併せてご参照ください。

本案件は、堆肥舎用地とするものです。

申請地は、千葉市農政センターから北東へ 約1,300mに位置する農地です。

農地区分は、農用地区域内の農地となります。

申請地の現況は田で、周辺は田や山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は市土砂条例が該当し、現在手続中です。

次に、第3項です。お手元の資料の2-3を併せてご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、外房有料道路菅田インターから北西へ 約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の現況は休耕で、周辺は住宅や農地が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、雨水管に接続します。また周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第4項です。お手元の資料の2-4を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、母親より贈与により取得するものです。

申請地は、市立椎名小学校から北西へ 約450mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。また周囲を法面処理し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。お手元の資料の2-5を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、母親より贈与により取得するものです。

申請地は、若葉土木事務所から北西へ 約150mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透枡にて抑制後、雨水管に接続します。また周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料の2-6を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、母親より贈与により取得するものです。

申請地は、千葉明德短期大学から南へ 約750mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透枡にて抑制後、道路側溝に接続します。また周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。お手元の資料の2-7を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

	申請地は、外房有料道路誉田インターから北東へ約1,400mに位置する農地です。 農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。 申請地の現況は休耕で、周辺は農地や山林が混在しております。 被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、施設の外周をフェンスで囲います。 第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。
議長 (鈴木武夫部会長)	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 第2分科会副委員長、ご説明願います。
第2分科会副委員長 (石橋幹男副委員長)	ご説明いたします。 第1項は、緑区おゆみ野3丁目に支店を置く法人が、隣接地に建設する物流倉庫の工事に伴い、当該申請地の畑に賃借権を設定し、駐車場、仮設事務所及び資材置場として一時的に使用したいというものです。 資料の議案第3号をご覧ください。申請地は、花見川区大日町で、千葉県立千葉特別支援学校から北東へ約600

	メートルに位置する農地です。農地区分は、市街地化の見込まれる区域にある農地であることから第2種農地と判断しました。 工事期間中は、鉄板を敷きます。一時転用期間は、本年12月1日から平成29年7月31日までを予定しております。 第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議長	——— 質問・意見等なし ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。
議長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。 第2分科会副委員長、ご説明願います。
第2分科会副委員長 (石橋幹男副委員長)	ご説明いたします。 本件は、平成27年11月の農地部会で審議し、12月1日付で承認した農地法第5条に基づく一時転用の、2回目の計画変更に係る案件です。 申請地は、若葉区小間子町の畑、合計面積4,931平方メートルで、転用目的は砂利置場用地、権利者は中央区市場町に本社を置く法人、義務者は八街市在住の農家の方です。本年11月30日までの許可を出しておりますが、これを、平成30年3月17日まで延長したい、というもの

です。

資料議案第4号の位置図をご覧ください。申請地は、千葉経済学園小間子運動場の北東約200メートルに位置する農地で、第1種農地です。隣接地で行っている砂利採取事業に伴い、発生する土砂や砂利を農地に一時的に堆積したい、というものです。砂利採取法に基づく砂利採取事業は、当初から3年計画としておりましたが、砂利採取事業の認可が1年更新であるため、一時転用もこれと連動し、今回の2回目の更新となる計画変更承認申請ということになります。

議案書にお戻りください。変更となるのは期間のみで、転用面積や被害防除等の変更はございません。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

小林正明委員

今回が2回目で再延長になるが、工程表は提出されているか。申請期間が足りないためか、それとも工事が遅れているためか。

事務局

砂利採取事業は、当初から3年計画としておりました。砂利採取事業の認可が1年更新であるため、一時転用もこれと連動するため、今回の2回目の更新となります。

よって、砂利採取事業計画の工程表は、1年間で提出されています。

小林正明委員

3年目で完了するのか。

事務局

当初から3年計画でしたが、現地は粘土質が多くあったり、天候が不順だったりしました。今後は計画通りに進行されると思われます。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会副委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第４号は、承認と決定いたします。

議 長
(鈴木 部会長)

次に、議案第５号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第２分科会副委員長、ご説明願います。

第２分科会副委員長
(石橋幹男副委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第１項です。農地基本台帳及び２月２９日の現地調査により、買取り申出者の次男が農業の主たる従事者であったことを、小川 政二委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第２分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木 部会長)

事務局より補足説明をお願いします。

事 務 局

補足説明させていただきます。

先程の第２分科会委員長の説明の中で、現地調査日が２月２９日ということについて、ご説明いたします。

今回の生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、当初、本年の２月に申請があり、地区担当委員であります小川政二委員に現地調査をお願いいたしました。ただし、当初の申請は、生産緑地の一部解除ということで、筆の中のどこを残地とするか所有者と都市計画課で協議を行ってまいりました。そのため、現在まで保留となっておりましたが、最終的に全部解除ということで協議がまとまりましたので、今回の議案としてご審議いただく運びとなりました。その際の部会長宛に提出されます現地調査結果報告書ですが、報告書の趣旨は、誰が主たる従事者であるかの確認ですので、それは２月時点も現在も変わりませ

	るので、今回、改めての現地調査は行っておりません。です ので、当初の報告書をそのまま有効としております。 次に分科会でご意見のありました生産緑地の買取について、 申出者の買取希望価格が時価ということであまりにも高額であり、 農地以外での土地利用ありきの買取価格になっているので、 都市緑化を保全していく意味で生産緑地としての評価額であっ せんできないようにできないかという意見を都市計画課へ申し伝え ました。 以上でございます。
議長 (鈴木 部会長)	ただいまの、第2分科会副委員長及び事務局からの説明について、 質問、意見等ございますか。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (鈴木 部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会副委員長及び事務局からの説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (鈴木 部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。
議長 (鈴木 部会長)	次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」 を上程いたします。 第2分科会副委員長、ご説明願います。
第2分科会副委員長 (石橋幹男副委員長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、 市長より農業委員会に対して、農用地利用集積

計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項及び第2項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積1,342㎡を賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第3項は、稲毛区天台在住の方の所有する、中央区生実町の田2筆、合計面積2,473㎡を同町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は5年です。

第4項は、若葉区下田町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積1,833㎡を同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は1年1か月です。

第5項から第7項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が緑区平川町在住の方、他5名の方の所有する畑13筆、合計面積14,379㎡に賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも5年です。

第1項から第7項までの合計面積 20,027㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

議長
(鈴木 部会長)

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただ今の第2分科会副委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木 部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1項から第7項について、第2分科会副委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木 部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

議長
(鈴木 部会長)

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第2分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

===農政部入室===

議長
(鈴木 部会長)

それでは、はじめに、事務局より議案の概略説明、続いて「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

事務局

議案第7号についてご説明いたします。

はじめに誠に申し訳ございませんが、議案書の訂正がご

農 政 部

ざいます。議案書 13 ページの備考欄中の終期の記載が平成 38 年 11 月 30 日となっておりますが、平成 33 年 11 月 30 日となりますので訂正をお願いします。

それでは、議案の概略について説明させていただきます。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。審議案件は、1 件です。

計画の詳細は、市農政部よりご説明頂きます。

議案第 7 号議案について、ご説明いたします。

本案件は、「議案第 6 号第 5 項から第 7 項」でご審議いただきました千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第 3 条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました「議案第 6 号第 5 項から第 7 項の案件」がこれにあたります。併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理 事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第 19 条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

議 長
(鈴木 部会長)

第1項は、若葉区野呂町の畑13筆、面積14,379㎡を緑区平川町に支社を設けている茨城県行方市所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成33年11月31日までの約5年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第7号の説明は以上でございます。

ありがとうございました。
事務局から何かありますか。

事 務 局

ただ今、農政部の説明にありました農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件について、事務局にて調査いたしましたが、特に問題ないものと思われま

議 長
(鈴木 部会長)

ただいまの農政部及び事務局の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

橋本 泉委員

この法人の耕作面積はどのくらいですか。また、権利を設定する土地でつくる作目は何ですか。

農 政 部

耕作面積の詳細は不明ですが、生産拠点は若葉区平川町及び小間子町と聞いています。つくる作目は落花生とさつまいもが中心です。

小林正明委員

茨城県の法人が千葉市で耕作しますが、これから居住して農業するのか、それとも既に居住している人が農業するのでしょうか。

事 務 局

この法人は既に緑区平川町の農地に権利設定しており、合わせて4反以上あります。法人従業員が平川町に在住していて中心になって行う予定です。

猪野幹夫委員長

前回農地部会で保留になっていた議案の件について説

	明してください。
事 務 局	保留になっていた議案の法人の件になりますが農地面積は55町歩と説明しました。この面積はグループ全体の面積でして、この法人だけですと1/10の5町歩になります。
議 長 (鈴木 部会長)	他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議 場	===農政部退室===
議 長 (鈴木 部会長)	それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。
議 場	———— 意見聴取 ————
議 長 (鈴木 部会長)	付すべき意見が無いようですので、お諮りします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	———— 挙手 ————
議 長 (鈴木 部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。
議 長 (鈴木 部会長)	次に、議案第8号「耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を上程いたします。
第2分科会副委員長 (石橋幹男副委員長)	第2分科会副委員長、ご説明願います。 それでは、ご説明いたします。 資料の議案第8号をご参照願います。 資料は位置図及び公図で構成されております。 本案件は、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく許可を要しない土地である旨の証明交付の可否の判断にあたり、国の定める判断基準を参考に農地法第2条第1項に

規定する「農地」に該当するか否かについてご審議いたしました。

第1項について、対象農地の田1筆、面積333平方メートルの申請地は、昭和44年12月27日付けで時効取得後は、耕作を放棄し、約47年以上耕作されておらず、現在は、周辺一帯も山林原野化の様相を呈しており谷津の一番奥に位置する当該地へ立ち入ることが出来ない状況にあり、人力又は農業用機械では、耕起・整地をすることが非常に困難な状況にあると見込まれることから、農地性はないものと判断しました。

なお、本件は、原則として、現地調査案件ですが、去る11月16日に地元地区担当の橋本委員と事務局により事前に現地調査を実施した結果、対象地の地理的要因により多数での立ち入りによる踏査が困難であること、また現況が明らかに山林原野化の様相を呈していると判断されたことから、鈴木農地部会長及び橋本委員と協議し、橋本委員の現地調査報告に基づき、事前調査時に撮影した現地写真及び関係図書による判断を実施し、その結果については、鈴木部会長より分科会において報告しております。

第2分科会としましては、農地法第2条第1項に規定する「農地」には該当しないものと判断し、証明交付について、「承認相当」と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木 部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

議案第8号について、補足説明いたします。

第2分科会副委員長の説明にありました判断基準についてご説明します。

判断基準については、国の通知「農地法の運用について」において示されています。

その内容ですが、人力又は農業用機械では、耕起・整地ができない土地であって、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地であり、なおかつ、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、あるいは周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかの条件に該当するものを農地法第2条第1項の「農地」に該

	当しないものと判断することとしております。 補足説明は以上でございます。
議 長 (鈴木 部会長)	ただいまの、第2分科会副委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
猪野幹夫委員長	今回承認すると農地が農地以外になり、47年前に遡って取得するということになるのでしょうか。
事 務 局	取得は47年前になります。地目が田になっていますが農地以外の様相になっているとの申請があるので、現況に合わせた地目にします。当時のことは不明ですが、不動産会社が農地として使用していなかったと思われます。今回は現況での判断をします。
猪野幹夫委員長	時効取得は20年だから昭和24年に取得したことになるのでしょうか。
事 務 局	時効取得は占有していた場合です。あくまで取得したのは昭和44年です。
猪野幹夫委員長	今回の農地部会の承認で農地でなくなったということでしょうか。
事 務 局	本件は証明書の交付を求められており、事務局が証明書を発行し法務局で地目変更する手続きになります。
猪野幹夫委員長	不動産会社は農地を所有できないはず。時効取得や47年経って農地が回復できないという法律があるならば、不動産会社は農地を所有できるのでしょうか。
事 務 局	不動産登記法上は条件付仮登記の手続きをすれば登記簿上は所有権の変更が可能です。
橋本 泉委員	通常は法務局で地目変更申請します。農業委員会での議論はなく、農業委員が現地調査し、それを基に法務局が判断します。
猪野幹夫委員長	本来は農地の話なので農業委員会で議論されるのが正当なことだと思います。

橋本 泉委員	確かに農業委員会で議論されれば公正でよいと思います。
小林正明委員	周辺には地目が田の土地がまだ残っているのですか。
橋本 泉委員	農地部会で既に２回諮っています。他にはほとんどありません。
中島賢治委員	固定資産税はどうなるのでしょうか。税額は上がるのですか。
事 務 局	登記上の所有者に課税されます。地目が変更されれば税額も変更になります。
議 長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第２分科会副委員長及び事務局の説明のとおり、証明交付について「承認」とし、証明を交付することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙 手 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第８号は「承認」と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第１号から第４号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の１６ページをご覧ください。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」は、議案書の１８ページまでに１６件ございました。 申請内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。
	続きまして、議案書の１９ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の24ページまでに34件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は議案書の28ページまでに25件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、議案書の30ページまでに10件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第4号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上をもちまして、平成28年度第8回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまし

て、ありがとうございました。

閉 会 （午後 2時30分）